

日弁連総第17号

2024年(令和6年)7月30日

徳島刑務所長 菊池康司 殿

日本弁護士連合会

会長 渕上玲子

## 勧告書

当連合会は、申立人Aの申立てに係る人権救済申立事件（2022年度第17号人権救済申立事件）につき、貴所に対し、以下のとおり勧告する。

### 第1 勧告の趣旨

貴所が所在する徳島市は、夏季に恒常的な高温多湿の状態となっている。従来、貴所においては、熱中症に対する予防対策として、うちわの貸与、上衣の脱着の任意化、清拭機会の増加、スポーツドリンク及び塩の支給等の措置がとられてきたが、それだけでは極めて不十分であって、被収容者の健康に深刻な影響が及ぶことが懸念される状態だった。その後、エアコンの増設の対応がとられつつあるが、全ての被収容者の健康に生きるために権利が保障されるようにするために、抜本的な熱中症予防対策として、下記の措置を講じるべきである。

- 1 被収容者の収容形態（共同室、夜間単独室及び昼夜間単独室）にかかわらず、被収容者の生活、活動が予定されている全ての居室棟にエアコンを整備した上で、全ての居室に壁掛け扇風機を設置するかサーキュレーターを貸与する対応をとることにより、全ての時間帯において全ての居室内で熱中症指数（以下「W B G T」という。）28℃未満の状態が保たれるようにすること。そのために、エアコン等の機器の使用に当たっては、その時々の気温やW B G Tを随時勘案しつつ稼働・運用を行うことにより、全ての居室について適切な温度管理を行うこと。
- 2 熱中症予防対策の基礎となるW B G Tの測定については、居室の構造、位置、広さ、向き等の条件によりW B G Tも異なってくることが見込まれることから、貴所内の一点のみで観測するのではなく、条件の異なる複数の居室においてW B G Tの測定を行い、最も数値の高い居室に合わせた稼働・運用を行うこと。

## 第2 勧告の理由

別紙調査報告書記載のとおり。

以上

徳島刑務所における熱中症対策に関する  
人権救済申立事件

調査報告書

2024年（令和6年）7月18日  
日本弁護士連合会  
人権擁護委員会

事件名 徳島刑務所における熱中症対策に関する人権救済申立事件

(2022年度第17号)

受付日 2022年5月16日

申立人 A

相手方 徳島刑務所

## 第1 調査の結論

徳島刑務所に対し、別紙勧告書のとおり勧告するのが相当である。なお、法務大臣及び全国の刑事施設には参考送付とされたい。

## 第2 理由

### 1 人権救済申立事案の概要

本件は、徳島刑務所の昼夜間単独室に収容されていた申立人が、工場就業者収容者棟の居室では廊下にエアコンが備えられた上で扇風機が整備されており、あるいは扇風機が整備されていない居室にもサーキュレーターが貸与されているが、昼夜間単独室にはエアコンが設置されていない上に、扇風機の整備もサーキュレーターの貸与もなく、うちわしか貸与されていないのは、受刑者を就業の有無で差別するものであるだけでなく、昼夜間単独室で処遇を受ける者の健康を害しかねないとして、その救済を求めた事案である。

### 2 人権救済申立ての内容

#### (1) 申立ての趣旨

相手方の昼夜間単独室では、真夏でもうちわの貸与以外に冷房対策がされておらず、昼夜間単独室で処遇を受ける者は、熱中症による生命身体への危険にさらされている。それにもかかわらず、エアコンが設置されないばかりか、扇風機の設置やサーキュレーターの貸与さえないことは、昼夜間単独室に収容されている者の生命身体に対する重大な人権侵害である。

#### (2) 申立ての理由

- ① 申立人は、相手方に収容されている受刑者であり、本申立て時点においては昼夜間単独室にて生活をしている。
- ② 申立人が生活している昼夜間単独室では、エアコン、扇風機及びサーキュレーターの設備はなく、夏季であってもうちわが貸与されるのみである。
- ③ 昼夜間単独室とは異なり、工場就業者収容者棟の居室では、廊下にエア

コンが設置されているほか、居室には扇風機が整備されており、扇風機が整備されていない夜間単独室においても、サーキュレーターが貸与されている。

④ 申立人は相手方に対し、夏場の外気温次第では昼夜間単独室内の気温が高温となり、熱中症による生命身体への危険が発生するとして、取り急ぎサーキュレーターの貸与を求めているが、相手方は電源コードによる自死を防止するためとして、サーキュレーターの貸与さえ認めない。

### 3 調査の経過

2021年 7月15日 徳島弁護士会にて申立て受理  
12月 6日 徳島弁護士会から相手方へ照会書送付  
2022年 1月 5日 徳島弁護士会において相手方からの回答書受理  
5月16日 徳島弁護士会から移送求意見受理  
7月28日 移送承諾・本調査開始  
徳島弁護士会に対して移送受諾の回答書送付  
8月 8日 徳島弁護士会からの移送通知受理  
8月24日 申立人へ調査開始の通知送付  
9月30日 申立人へ照会書送付  
10月 3日 全国の刑事施設へ照会書送付  
相手方への照会書①送付  
10月21日 申立人からの回答書受理  
11月 2日 相手方からの回答書受理  
2023年 3月14日 相手方への照会書②送付  
4月 7日 相手方からの回答書受理  
10月 4日 国立環境研究所への協力依頼  
2024年 2月16日 国立環境研究所研究員からの意見聴取  
3月21日 相手方へ照会書③送付  
4月10日 相手方から回答書受理

### 4 調査の結果

#### (1) 申立人に対する調査結果

① 申立人が相手方で受刑を開始したのは2012年5月18日である。  
申立人は、相手方で収容されている間に、共同室、夜間単独室、昼夜間

単独室のいずれにおいても、収容された経験がある。

- ② 申立人が昼夜間単独室に収容されていた期間は、2020年12月5日から2022年2月20日までである。

昼夜単独処遇者収容棟には、居室にも廊下にもエアコンは設置されていない。また、昼夜間単独室の居室には、扇風機及びサーキュレーターも設置されていない。なお、廊下には扇風機が設置（東側2台、西側2台）されており、24時間稼働しているが、居室内には風が入ってこない。

昼夜間単独室における熱中症対策としては、夜間等は使用できないもののうちわが貸与されていることと、コップ1杯のスポーツドリンク（平日）、500CCペットボトルのスポーツドリンク（免業日）が支給されていたのみであった。

申立人は、冷暖房設備等の設置・稼働について、刑事施設視察委員会の面接（2021年8月19日、10月14日）で改善を申し入れたが何も変わらず、監査官には苦情申出をしたが（2021年10月19日）、これも不採択（2021年12月7日）となった。

今までのところ<sup>1</sup>申立人自身に熱中症や脱水症状といった猛暑に起因する症状や体調の異変等は出でていないが、症状が出ている者もいるはずだと申立人は考えている。

- ③ 申立人が昼夜間単独室以外の居室に収容されていたときは、廊下にエアコンが設置（東側2台、西側2台）されており、気温に関わらず設定温度25度で被収容者が舍房に居る間は稼働していた。

また、扇風機、サーキュレーターが舍房に設置ないし貸与されており、廊下にも扇風機が設置（東側2台、西側2台）されていた。

さらに、うちわも貸与されていて、夜、使用停止の指示があるまでは使用することができた。

工場でコップ1杯のスポーツドリンク、免業日に500CCペットボトルのスポーツドリンクが支給されていた。

- ④ 工場のエアコン設置状況はそれぞれ事情が異なり、食堂内にエアコンが設置されている工場と、食堂内のか作業場内にもエアコンが設置されている工場がある。

## (2) 相手方（徳島刑務所）に対する調査結果

---

<sup>1</sup> 2022年10月21日受理の申立人回答書作成時点。

① 徳島弁護士会からの照会に対する相手方の回答

ア 2020年12月3日、申立人を制限区分第4種に指定することを決定し、同月5日から昼夜居室処遇者として単独室に収容した。

イ 2021年度の冷房設備の取扱いは次のとおりである。工場や居室棟廊下に整備した扇風機は、気温28度以上を基準として稼働させることとし、これに加え、一部の工場や居室棟にエアコンを整備し、熱中症指数（WBGT）（wet-bulb globe temperature の略。湿球黒球温度。以下、単に「WBGT」という。）<sup>2</sup>25（警戒）以上（※WBGTの正式な単位は「℃」であるが、本報告書では気温との混同を避けるため、単位のない指数として表記する。）を基準として稼働させることとしていたが、同年度の夏季は湿度が高い日やWBGT 25以上を記録する日が継続したことから、前記基準にとらわれることなく、柔軟に稼働させていた。また、居室内の壁掛扇風機は、終日稼働させることとしていた。同年度までにエアコンが整備された居室は、病棟及び拘置区（女区）で合計11箇所となった。

ウ 昼夜間単独室にはエアコン、サーチュレーター、扇風機等の設備はなく、うちわのみ貸与している。

エ 昼夜単独処遇者収容棟に熱中症指数計を整備し、毎日所定の時間（午前9時、午後1時及び午後3時）に気温、湿度及びWBGTを測定し把握している。

オ 昼夜間単独室に換気扇、居室棟廊下に大型扇風機2機をそれぞれ整備し、双方を終日稼働させることにより居室棟全体の空気を循環させて放熱を行っているほか、うちわの貸与、上衣の脱着の任意化、清拭機会の増加、スポーツドリンク及び塩の支給等により熱中症対策を行っている。

カ 工場就業者収容棟の一部の居室棟にはエアコンを整備している。

キ 過去5年間に熱中症や脱水症状など猛暑に起因したと思われる事例の発生件数は次のとおりである。2017年度6名、2018年度4名、2019年度5名、2020年度1名、2021年度2名。

---

<sup>2</sup> WBGTは熱中症発症に関連する温熱環境因子（気温、湿度、気流、放射熱）を総合的に評価できる簡便な指標であり、日射の有無によって下記の式で算出される(国際標準規格 2017;日本産業規格 2021)。

日射がある場合 : WBGT= 0.7×湿球温度 + 0.2×黒球温度 + 0.1×乾球温度

日射がない場合 : WBGT= 0.7×湿球温度 + 0.3×黒球温度

② 当委員会からの照会書①に対する相手方の回答

ア 昼夜単独処遇者収容棟の廊下には2台の大型扇風機を設置している。

また、居室内壁上部には換気扇を設置しており、稼働時には居室内の空気を屋外に排気する構造となっている。

イ 換気扇については、新型コロナウイルス感染症拡大の観点から時季を問わず、起床時から就寝時間帯までの時間帯に稼働させている。

大型扇風機については、2021年度にあっては、2021年7月1日から同年9月30日までの間において、終日稼働させており、その他の稼働基準は設けていない。

2021年6月1日から同年9月30日までの間、気温及びWBGTを測定した上、測定値を記録していたが、その記録の保存はしていない。

ウ 自殺自傷のおそれが認められる被収容者については、当該行為の発生防止の観点から、電源コードを有するサーキュレーターの貸与は、慎重に判断しなければならない。

また、一部を除く昼夜間単独室には室内に電源を供給するコンセントが整備されていないため、昼夜間単独室に収容されている者の公平さを担保する観点から一律にサーキュレーターの貸与はしていない。

エ 壁掛扇風機については、共同室の全室及び一部を除く夜間単独室に整備しており、整備されていない夜間単独室には、サーキュレーターを貸与している。

昼夜間単独室に壁掛け扇風機を整備していない理由については、上記ウ後段の理由と同様である。

オ 病棟については、疾病により身体状況の管理に慎重を期す必要のある被収容者を収容していること、また、拘置棟（女区）については、男子被収容者の居室に比して、風が通りにくい構造となっていることに加え、女子被収容者の代替病棟となることから、エアコンを整備している。

なお、昼夜単独処遇者収容棟については、居室棟廊下にエアコンを整備するための工事計画を策定中である。

カ 2018年度から2021年度までの間に熱中症や脱水症状などの症状を訴えた被収容者12名の内、事例発生時に昼夜間単独室に収容されていた被収容者は存在しない。

なお、当該12名は工場就業者であるところ、事例発生時における収容居室の内訳は共同室2名及び夜間単独室10名である。

③ 当委員会からの照会書②に対する相手方の回答

ア 一部の昼夜間単独室については、過去に夜間単独室として工場就業受刑者を収容していた経緯から、同室におけるテレビ視聴を実施するための電源を供給するコンセントが整備されているが、夜間単独室として転用された経緯がない居室については、コンセントが整備されていない。

室内に電源を供給するコンセントが整備されている昼夜間単独室は55室、整備されていない昼夜間単独室は54室である。

2021年7月10日時点の昼夜間単独室収容人数は66名であり、コンセントが整備された単独室の収容人数は31名であった。2023年3月24日時点の昼夜間単独室収容人数は74名であり、コンセントが整備された単独室の収容人数は39名である。

イ 居室棟における共同室及び夜間単独室と昼夜間単独室において、扇風機の整備及びサーキュレーターの貸与にかかる対応に差異が生じている理由については、上記②ウ、エのとおりであるところ、同一の収容形態（共同室、夜間単独室及び昼夜間単独室）で差異を設けることは相当ではないため、この点、公平さを担保する必要がある。

ウ 昼夜間単独室棟の居室棟廊下へのエアコンの整備工事は2023年度内に完了予定である（なお、当委員会からの照会書③に対する回答（後記④）によれば、実際の整備完了は2024年1月31日）。

工場就業受刑者を収容しているエアコン未整備の収容棟については、整備に係る要望を上級官庁宛てに上申中である。予算措置及び整備時期は未定であるが、予算示達があれば、速やかに整備を開始する見込みにある。

工場就業者収容棟にエアコンが最初に整備された時期は2020年12月である。

エ 工場の内、作業場にのみエアコンが設置されている工場、食堂にのみ設置されている工場、作業場と食堂のいずれにも設置されている工場、作業場と食堂のいずれにも設置されていない工場があるのは、作業内容や就業受刑者の年齢等を考慮した上で、順次整備している状況にあるためである。

オ 予算の都合上、同時にすべての居室棟にエアコンを整備することができない実情にあったため、各居室棟の収容人数や収容定員を踏まえた上で、工場就業者収容者棟からエアコンの整備を開始したものである。

(4) 当委員会からの照会書③に対する相手方の回答

ア 昼夜単独処遇者収容棟廊下へのエアコン整備工事は2024年1月31日に完了した。設置台数は全階（3階）に各4台ずつ計12台である。

イ 当該エアコンの稼働基準は、使用期間：6月1日から10月31日までの間、設定温度：25度、使用条件：暑さ指数計のWBT値が25（警戒）、または気温が摂氏28度以上を示している場合、であり、工場就業者収容棟廊下の稼働基準と同一である。

(3) エアコン設置状況等に関する全国的な運用の調査結果

当連合会が全国の刑事施設に対して行ったエアコン設置状況等に関する全国的な運用の調査結果のうち、冷房等の設置・稼働状況は別紙1、熱中症発生人数は別紙2のとおりである。

なお、冷房等の設置状況・稼働基準は統一されておらず、各施設の裁量に委ねられていると考えられる。

(4) 徳島市の気象データ

気象庁のホームページから抜粋した、徳島刑務所の所在地である徳島市における2021年7月1日から2021年9月30日までの気温データを、特に気温が高かった夏日、真夏日、猛暑日、熱帯夜に注目して整理すると別紙3のとおりである。

また、環境省の熱中症予防情報サイトから引用した、徳島市における同期間のWBT値データのうち、WBT値が28を超えた日時を抜粋して整理すると別紙4のとおりである。

(5) 国立環境研究所研究員からの意見聴取

熱中症患者の発生率についての研究によれば、WBT値が28を超えると熱中症患者の発生率が急増するので、健康維持のためには安静時であってもWBT値は28未満を保つことが望ましいとの意見を聴取した。

## 5 当委員会の認定した事実

調査の結果、本件では以下の事実が認定できる。

- (1) 申立人は、2020年12月5日から2022年2月20日までの間、相手方の昼夜間単独室に収容されていた。
- (2) 相手方では、本件申立てがあった2021年7月時点において、居室棟のうち工場就業者収容棟の一部には廊下にエアコンが整備されていたが、各居室には整備されておらず、昼夜単独処遇者収容棟には廊下についてもエアコ

ンは整備されていなかった。

また、一部の工場にもエアコンは整備されていなかった。

工場就業者収容棟に最初にエアコンが整備されたのは2020年12月である。昼夜間単独室棟については2024年1月31日に廊下へのエアコン整備工事が完了し、工場就業者収容棟廊下のエアコンと同一の稼働基準（使用期間：6月1日から10月31日までの間、設定温度：25度、使用条件：暑さ指数計のWBGT値が25（警戒）、または気温が摂氏28度以上を示している場合）での運用が予定されている。

(3) 共同室の全室及び一部を除く夜間単独室には、壁掛扇風機が整備され、壁掛扇風機が整備されていない夜間単独室には、サーキュレーターが貸与されている。

工場や居室棟廊下に整備された扇風機は、気温28度以上を基準として稼働させることとし、これに加え、一部の工場や居室棟に整備されたエアコンについては、WBGT 25（警戒）以上を基準として稼働させることとしていた。

2021年度には、湿度が高い日やWBGT 25以上を記録する日が継続したことから、前記基準にとらわれることなく、柔軟に稼働させ、居室内の壁掛扇風機は、終日稼働させていた。

(4) 共同室及び夜間単独室と異なり、昼夜間単独室には、壁掛け扇風機が整備されておらず、サーキュレーターの貸与もない。2021年7月1日から同年9月30日までの間は大型扇風機2機が終日稼働していたものの、それは居室棟の廊下においてのみであった。

昼夜間単独室では、壁上部に換気扇が設置されており、稼働時は、居室の空気を屋外に排気する構造となっていた。時季を問わず居室内に整備された換気扇を起床時から就寝時間まで稼働させていたところ、これは新型コロナウイルス感染症対策に加え、大型扇風機とあわせて稼働させることにより居室棟全体の空気を循環させて放熱を行うというものであった。

その他に昼夜間単独室において行われていた熱中症対策としては、うちわの貸与、上衣の脱着の任意化、清拭機会の増加、スポーツドリンク及び塩の支給等であった。

(5) 相手方が昼夜間単独室に壁掛け扇風機を整備せず、サーキュレーターの貸与も行わない理由は、自殺自傷のおそれが認められる被収容者については、当該行為の発生防止の観点から、電源コードを有するサーキュレーターの貸与

は、慎重に判断しなければならないため、及び一部を除く昼夜間単独室には電源を供給するコンセントが整備されていないため、同一の収容形態で差異が生じないようにして、公平さを担保する必要があるためというものである。

## 6 当委員会の判断

### (1) 総論

いわゆる「真夏日」、「猛暑日」と呼ばれる日が続く夏が毎年のように訪れるようになって久しく、最近では40℃以上の「酷暑日」となることも多くなってきており、熱中症による死亡事例、重症化事例の発生も後を絶たない。

刑事施設においても、2019年7月に名古屋刑務所の受刑者が熱中症により亡くなる事案が発生したことは記憶に新しいところであるが、これに限らず、各地の刑事施設においても、熱中症の発生、受刑者の死亡が度々報じられている。

上記のような猛暑は、地球温暖化に伴う異常気象の一部と言われており、一過性のものではなく今後も継続することが予想されるところである。このような現状において、熱中症問題は人の生命や健康に直結する社会的問題であり、その対策は刑事施設に限らず急務として取り組まれるべきものであることは言うまでもないが、後述のとおり、行動の自由を制限される刑事施設においては、他とは異なる考慮が求められる。

当連合会も、かかる問題意識のもと、2018年8月9日付けて「記録的な猛暑に対応し、速やかに効果的な熱中症対策を進めることを求める(要望)」を法務大臣に宛てて提出し、早急な空調設備の設置、空調設備が設置されるまでの間は単独室も含め扇風機等の設置を進めること等の5項目を骨子として刑事施設における熱中症対策を求めてきたところであり、かかる要望に沿った抜本的な対応がなされなければならない。

### (2) 刑事施設における被収容者の取扱いと熱中症対策の重要性

① 上記(1)でも述べたとおり、刑事施設に収容されている者は行動の自由を制限された状態下にある。しかし、法令による身体の拘束は、未決拘禁者については刑事手続の円滑な進行確保のための最終手段、受刑者については懲役刑などの自由刑の執行等、法の目的の範囲内でのみ行われるものであり、被収容者に対し、これらの拘束の目的を超えた身体的な苦痛を与えることは許されない。

国連被拘禁者処遇最低基準規則（以下「マンデラ・ルール」という。）の

規則13においても「被拘禁者の使用に供する設備、特に就寝設備は、すべて健康保持に必要な条件全部を満たしていなければならず、気候条件及び特に、空気量、最低床面積、照明、暖房、換気について適切な考慮が払われていなければならない。」とされ、被拘禁者の住環境について健康保持のための適切な考慮が払われることを要請している。

そして、我が国においても、憲法第13条において、全ての国民に対して個人の尊重と生命、自由及び幸福追求に関する権利が、憲法第25条第1項において、全ての国民に対して健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が保障されている。

これら、マンデラ・ルール、憲法の規定によっても、健康に生きるための権利が刑事施設の被収容者にも保障されていることは明らかである。

② また、刑事施設においては、被収容者の類型・区分に応じた処遇がなされており、被収容者の居室の広さや設備には一定の差異が設けられている（制限区分、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（以下「規則」という。）第48条、第49条）。しかしながら、被収容者の健康に生きるためにの権利は、人間の生存の根本に関わる重要な権利であって、これらの権利に関して収容区分等によって差異のある取扱いを行うことは、原則として合理的な理由は存在しないというべきであって、憲法第14条にも反するものというべきである。

③ そして、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）第56条において「刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。」と規定されているが、これも上記のような、被収容者の健康に生きるためにの権利に対する刑事施設の責務を定めた規定というべきである。

④ 以上を前提に、熱中症予防の観点から検討すると、次のことがいえる。

①人は、暑さにさらされると脱衣して薄着になる、涼しい環境に移動する、あるいは扇風機で風を送る、エアコンをつけるなどの、温熱的な不快感を軽減し、かつ体温の上昇を避けるための行動（行動性体温調節）、並びに、①皮膚血流量が増加し、大気への熱伝導による熱放散（非蒸散性熱放射）、及び発汗と引き続く汗の気化による熱放散（蒸散性熱放射）がおこること（自律性体温調節反応）、これらの行動性及び自律性体温調整の両方を

動員することにより、体温を正常に維持している。

しかるに、刑事施設の被収容者は、行動の自由を制限されていることの帰結として、暑さを避ける場所への移動、水分・塩分の摂取、寝具や衣類の調節、適切なタイミングでの休養など熱中症を避けるために必要とされる行動もまた制限されており、自身の判断で行うこともできない。すなわち、上記体温調節のうち行動性体温調節が大きく制限された状態下に置かれている。したがって、国及び刑事施設は、被収容者の自由を剥奪し、拘禁をした結果として、被収容者の健康に生きるために権利を確保し、被収容者の生命及び健康を害さないような処遇を保障する責任を負うべきである。

そして、熱中症発症に関連する熱環境因子（気温、湿度、気流、放射熱）を総合的に評価できる簡便な指標としてWBGTが有意な指標とされており、日本生気象学会発表の「日常生活における熱中症予防指針」においてもWBGTを「温度指標」として採用した上で熱中症予防指針が示されている。同指針では、「危険」（温度指標31以上）、「厳重警戒」（同28以上31未満）、「警戒」（25以上28未満）、「注意」（25未満）の4段階の温度基準域に分類し、生活活動強度も「軽い」「中等度」「強い」の3段階に区分した上で、「危険」「厳重警戒」では注意すべき生活活動の目安として「すべての生活活動でおこる危険性」とされ、「警戒」では「中等度以上の生活活動でおこる危険性」とされている。

また、国立環境研究所研究員から聴取したところによれば、生活活動の強度にかかわらず、WBGTが28を超えた段階で熱中症患者発生率が急増することが知られている。また、WBGTの値は、建物内であっても、居室の構造、位置、広さ、向き等の条件により異なったものとなると考えられるため、条件の異なる複数の居室において測定を行い、最もWBGT値の高い居室に合わせて温度管理を行う必要があるとのことであった。

そうであれば、被収容者の居室での生活活動強度は比較的軽い内容に分類されると考えられることを考慮しても、前述のとおり被収容者については行動性体温調節が大きく制限されていることにも鑑み、被収容者の生活、活動が予定されている全ての居室において、熱中症患者発生率が急増するWBGT28よりも低く保たれるよう、温度管理を行う必要があるべきである。

そしてこのことは、被収容者の健康に生きるために権利に関するもので

あるから、就業の有無や収容区分によって差異が設けられる合理的な理由は存在せず、全ての被収容者に対して等しく保障されるべきものである。

### (3) 本件の人権侵害性について

#### ① 憲法第13条、第25条及びマンデラ・ルール規則13に反する状況にあったこと

相手方においては、2022年11月2日（当委員会から相手方への照会書①に対する相手方の回答書作成日）時点で、昼夜間単独処遇収容者棟の廊下、一部の工場就業者収容棟の廊下、一部の工場については、エアコンが設置されていなかった。

加えて、昼夜間単独室においては、居室内への扇風機の設置やサーキュレーターの貸与もなく、昼夜間単独処遇収容者棟における熱中症対策としては、居室の換気扇、居室棟廊下の大型扇風機2機の稼働、うちわの貸与、上着の着脱の任意化、清拭機会の増加、スポーツドリンク及び塩の支給等にとどまっていた。

そして、申立人が昼夜間単独室に収容されていた期間である2021年夏季（同年7月1日から同年9月30日まで）の徳島市の気温をみると、夏日39日、真夏日42日、猛暑日6日、熱帯夜25日となっており、特に同年7月17日から同年8月10日にかけては真夏日あるいは猛暑日が25日も連続し、そのうち16日は熱帯夜を記録している状況にあった。

また、同期間の徳島市のWBGT値をみると、WBGT28を超える値を記録した日は54日に上り、特に7月は26日、8月は23日となっている。

このような気象状況の下、コンクリート造で蓄熱しやすく、居室も通風が十分には確保されていないという構造上の特徴がある刑事施設において、高温に達した状態で居室の換気扇や廊下の大型扇風機を稼働させたとしても、温風を循環させるにとどまり、放熱効果を期待することはできず、WBGT28未満という状態を実現できていたとはおよそ認められない。なお、昼夜間単独室では、就寝時間から起床時間までは換気扇の稼働は停止されている。放熱効果としては不十分であるにせよ、気温やWBGTを何ら勘案することなく、稼働を停止することに合理性は見いだし難い。

加えて、上記のとおり、昼夜間単独処遇収容者棟においては居室内の扇風機設置やサーキュレーターの貸与もなかつたのであって、被収容者が涼をとる手段は大きく制限され、極めて過酷な状況にあったと認められる。

したがって、相手方において、本件申立てがなされた2021年の夏季に、申立人をはじめとする昼夜間単独処遇収容者棟の被収容者に対して、廊下へのエアコン整備も行わず、居室内への扇風機設置やサーキュレーターの貸与も行わないなど、熱中症を防止するために必要な措置をとらなかつたことは、被収容者の健康に生きるための権利に対する重大な侵害である。

## ② 憲法第14条にも違反する状態であったこと

ところで、収容区分が異なる被収容者間の取扱いについてみると、共同室の全室及び一部を除く夜間単独室では壁掛扇風機が整備されており、壁掛扇風機が整備されていない夜間単独室にもサーキュレーターが貸与されていた一方、昼夜間単独室では壁掛け扇風機の整備もサーキュレーターの貸与もなされておらず、収容区分によって暑さ対策に設備面の大きな差異が生じている状況にあった。

このような設備面の差異について、相手方は、自殺自傷のおそれが認められる被収容者については、当該行為の発生防止の観点から、電源コードを有するサーキュレーターの貸与は慎重に判断しなければならず、一部を除く昼夜間単独室には電源を供給するコンセントが整備されていないため、公平さを担保するため貸与していない、ここで言う公平さとは同一の収容形態（共同室、夜間単独室及び昼夜間単独室）の中で差異を設けることは相当ではないという趣旨であるとの説明をしている。

しかし、上記のとおり、熱中症対策は、被収容者の健康に生きるための権利の問題であって、収容区分によって差異が設けられる合理的理由はなく、全ての被収容者に対して等しく保障されるべきものである。健康に生きるための権利が問題となっている以上、電源がないという劣悪な環境に拘えて公平を保とうという考え方自体が本末転倒であり、公平さを保つのであれば、電源が整備された居室を昼夜間単独室に転用する等健康に生きるための権利をより保障する方向での対策をとるべきである。また、電源コードによる自殺自傷対策としては、充電式のコードレスのものを導入する、あるいは簡単には外すことのできない配線カバーを設置するなどの方法により、容易に対策が可能と考えられる。

以上から、上記のような相手方における収容区分による差異的取扱いは、被収容者間の平等の観点からも大いに問題のある状況であり、憲法第14条に違反する状態にあったと言わざるを得ない。

### ③ 近年における徳島刑務所の対策が不十分であったこと

この点、相手方においては、2020年頃から工場就業者収容棟にエアコンの整備を始めたことが認められるところ、相手方としては、各居室棟の収容人数や収容定員を踏まえた上で、工場就業者を収容している共同室のある収容棟からエアコンの整備を開始したとのことである。しかしながら、昼間はエアコンの稼働した工場で就業し、夜間も壁掛扇風機やサーキュレーターなどの避暑手段のある工場就業者収容棟の被収容者に比べ、昼夜間単独処遇収容者棟の被収容者は、終日、上記の各避暑手段のない状態下にあり、熱中症対策を講じる必要性、優先順位がむしろ高い状態にあつたともいえる。

それにもかかわらず、昼夜間単独処遇収容者棟のエアコン整備を後回しにする相手方の対応は、上記不平等状態解消への努力を怠ったものである。昼夜単独室処遇は、その処遇が居室棟内においてのみ行われる（工場等への出役がなされない）という限度で被収容者に不利益取扱いを行うことが許されるに過ぎず（規則第49条第5項）、暑さ対策について異なる取扱いをすることは、法が認める以上の制限、不利益を科すものである。さらには、こうした取扱いは、集団による労務作業に服する者は生活環境においても優遇するが、そうでない者は劣悪な環境に置かれることを甘受すべしという態度表明の表れとの評価もなし得るところであって、およそ合理的な理由とは認められず、憲法第14条に反する。また、こうした運用は、申立人をはじめとする昼夜間単独処遇収容者棟の被収容者の健康に生きるための権利に対して重大な侵害を引き起こしている。

### ④ 熱中症対策が不十分であることの権利侵害性

以上のとおり、徳島刑務所において申立人が受けている昼夜間単独室における処遇は、熱中症への罹患等、生命・健康に重大な影響が及ぶことが懸念されるものであり、このような運用が継続されれば重大な権利侵害のおそれがある。

なお、相手方においては昼夜間単独処遇収容者棟についても、2024年1月31日に廊下へのエアコン整備工事が完了し、工場就業者収容棟廊下のエアコンと同一の稼働基準での運用が予定されていることから、上記のような権利侵害の状態は設備面においては一定の解消が見込まれるが、各居室への壁掛け扇風機の設置またはサーキュレーターの貸与はなされておらず、熱中症対策として十分な水準には達していない。

繰り返しとなるが、刑事施設の被収容者は、行動の自由を制限され、暑さを避ける行動をとる手段も限られている以上、設備面の整備が図られたとしても、適切な稼働・運用がなされなければ、被収容者の健康に生きるための権利を確保し、被収容者の生命及び健康を害さないような処遇を保障する責任が果たされたということはできない。

#### ⑤ 今後のあるべき対応策について

以上に検討したことからすれば、次の対策がなされるべきである。

第1として、被収容者の生活、活動が予定されている全ての居室棟にエアコンを整備した上で、全ての居室に壁掛扇風機を設置するかサーキュレーターを貸与する対応をとることにより、全ての時間帯において全ての居室内でWBGT 28未満の状態が保たれるよう管理することが必要である。そのために、エアコン等の機器の使用に当たっては、その時々の気温やWBGTを隨時勘査しつつ稼働・運用を行うことにより、全ての居室について適切な温度管理を行うことが求められる。

第2として、熱中症予防対策の基礎となるWBGTの値は、居室の構造、位置、広さ、向き等の条件により異なるものと考えられる。そのため、建物内の一箇所のみで観測するのではなく、条件の異なる複数の居室においてWBGTの測定を行い、最も数値の高い居室に合わせた稼働・運用を行うことで、熱中症の予防に万全を期すべきである。

したがって、当連合会は、相手方に対し、勧告の趣旨記載の対応を行うよう求める。

#### ⑥ 参考送付の必要性

そして、熱中症については相手方所在地である徳島県に限った問題ではなく、全国的な問題であることは上記(1)で述べたとおりであり、各地の刑事施設において当該地域の気候条件に応じた適切な温度管理が求められることは変わるものではなく、またその実現に向けたエアコン設置等の予算措置を促す必要性からも、法務省に対しても同様の注意喚起を行う必要も認められる。

### 7 結論

以上より、相手方に対して、別紙勧告書のとおり勧告し、法務大臣及び全国の刑事施設に対して同勧告書を参考送付するのが相当である。

以上

(別紙1) 冷房・扇風機の設置・稼働状況

※医療刑務所は集計から除いた

※割合は少数第三位以下を非表示としているため合計が100%になるとは限らない

第1 冷房設置の有無・状況		施設数	割合(%)
1	全館空調	5	6.17
2	一部空調		
①	居室棟の居室内（一部を含む）・居室棟の廊下に冷房あり *病室のみ設置は含まない	12	14.81
②	居室棟の居室内（一部を含む）のみ冷房あり	1	1.23
③	居室棟の廊下にのみ冷房あり	43	53.09
3	冷房なし	10	12.35
4	回答なし	10	12.35
	合計	81	

第2 冷房稼働基準の有無・概要		施設数	割合(%)
1	稼働基準なし（原則稼働）	1	1.67
2	稼働基準あり		
①	気温のみ	30	50.00
②	W B G Tのみ	9	15.00
③	気温+W B G T	12	20.00
④	気温+湿度	4	6.67
⑤	その他（時間帯により稼働）	1	1.67
3	（原則）稼働なし	3	5.00
	合計	60	

第3	冷房稼働基準の具体的な内容	施設数	割合(%)
1	稼働基準が気温のみの施設（第2の2①）		
①	30度以上	4	7.27
②	28度以上	25	45.45
③	27度以上	1	1.82
2	稼働基準がWBGTのみの施設（第2の2②）		
①	31以上	2	3.64
②	28以上	6	10.91
③	25以上	1	1.82
3	稼働基準が気温+WBGTの施設（第2の2③）		
①	気温30度以上又はWBGT31以上	1	1.82
②	気温28度以上又はWBGT28以上	5	9.09
③	気温28度以上又はWBGT25以上	3	5.45
④	気温28度以上かつWBGT28以上	1	1.82
⑤	その他	2	3.64
4	稼働基準が気温+湿度の施設（第2の2④）		
①	温度28度以上又は湿度75%以上	3	5.45
②	温度26度超又は湿度70%超	1	1.82
	合計	55	

第4 扇風機設置の有無・状況		施設数	割合(%)
1	一部の居室に設置	1	1.23
2	共同室は設置あり、単独室も設置あり (一部を含む)	7	8.64
3	共同室は設置あり、単独室は設置なし	44	54.32
4	廊下にのみ設置 (共同室・単独室いずれも設置なし)	16	19.75
6	設置なし	3	3.70
7	回答なし	10	12.35
	合計	81	

第5 扇風機稼働基準の有無・概要		施設数	割合(%)
1	稼働基準なし (ただし時間帯が限られている施設あり)	38	55.07
2	必要と認めたとき	1	1.45
3	稼働基準あり		
①	気温のみ	24	34.78
②	W B G Tのみ	2	2.90
③	気温+W B G T	3	4.35
④	気温+湿度	1	1.45
	合計	69	

第6 扇風機稼働基準の具体的内容		施設数	割合(%)
1	稼働基準が気温のみの施設 (第5の3①)		
①	28度以上	8	26.67
②	27度以上	1	3.33
③	26度以上	2	6.67
④	25度以上	11	36.67
⑤	24度以上	1	3.33
⑥	23度以上	1	3.33
2	稼働基準がW B G Tのみの施設 (第5の3②)		
①	28以上	1	3.33
②	25以上	1	3.33
3	稼働基準が気温+W B G Tの施設 (第5の3③)		
①	気温28度以上又はW B G T 25以上	1	3.33
②	気温25度超又はW B G T 21以上	1	3.33
③	気温25度越又はW B G T 20以上	1	3.33
4	稼働基準が気温+湿度の施設 (第5の3④)		
①	気温30度以上又は湿度70%以上	1	3.33
	合計	30	

(別紙2) 熱中症の発生人数

※割合は少数第三位以下を非表示としているため合計が100%になるとは限らない。

※照会は2022年10月に直近2年間の熱中症発生するを問う形式で行った。

第1 2年間の熱中症発生人数

	人数	施設数	割合
1 0人		42	49.41
2 1～2人		16	18.82
3 3～5人		8	9.41
4 6～9人		4	4.71
5 10～14人		3	3.53
6 15～19人		1	1.18
7 20～29人		1	1.18
8 30人以上		1	1.18
9 回答なし		9	10.59
10 合計		85	

第2 2年間の居室での熱中症発生人数

	人数	施設数	割合
1 0人		55	64.71
2 1～2人		11	12.94
3 3～5人		6	7.06
4 6～9人		2	2.35
5 10～14人		1	1.18
6 20～29人		1	1.18
7 回答なし		9	10.59
8 合計		85	

第3 2年間の刑務作業中の熱中症発生人数

	人数	施設数	割合
1 0人		52	61.18
2 1～2人		12	14.12
3 3～5人		8	9.41
4 6～9人		1	1.18
5 10～14人		2	2.35
6 20～29人		1	1.18
7 回答なし		9	10.59
8 合計		85	

第4 2年間の居室・刑務作業中以外での熱中症発生人数

	人数	施設数	割合
1 0人		66	77.65
2 1～2人		8	9.41
3 3～5人		2	2.35
4 回答なし		9	10.59
5 合計		85	

## (別紙3)

徳島気象データ（2021年7月1日～2021年9月30日、気象庁HPより抜粋）

	徳島	徳島	徳島	徳島	徳島
年月日	最低気温(°C)	最低気温(°C)	最高気温(°C)	最高気温(°C)	平均気温(°C)
		時分		時分	
2021/7/1	21.6	2021/7/1 5:13	23.8	2021/7/1 19:23	22.6
2021/7/2	22.4	2021/7/2 7:58	29	2021/7/2 14:51	24.7
2021/7/3	24.4	2021/7/3 22:32	30.9	2021/7/3 13:18	25.6
2021/7/4	24	2021/7/4 5:22	32.2	2021/7/4 15:21	27.9
2021/7/5	25	2021/7/5 5:20	31.3	2021/7/5 13:36	27.1
2021/7/6	24.6	2021/7/6 4:49	30.5	2021/7/6 11:35	26.7
2021/7/7	24.8	2021/7/7 6:26	31.1	2021/7/7 14:49	26.9
2021/7/8	24.1	2021/7/8 7:28	27.3	2021/7/8 14:47	25.5
2021/7/9	23.1	2021/7/9 11:02	27.9	2021/7/9 13:50	25.6
2021/7/10	23.8	2021/7/10 4:30	28.4	2021/7/10 12:36	25.7
2021/7/11	24.1	2021/7/11 5:51	31.5	2021/7/11 16:06	27.3
2021/7/12	21.8	2021/7/12 22:57	29.8	2021/7/12 11:01	24.8
2021/7/13	21.2	2021/7/13 5:21	30.1	2021/7/13 16:11	25.6
2021/7/14	23.7	2021/7/14 4:35	32.3	2021/7/14 14:31	26.8
2021/7/15	23.8	2021/7/15 4:42	31.2	2021/7/15 14:00	26.7
2021/7/16	23.1	2021/7/16 4:41	26.8	2021/7/16 9:46	24.5
2021/7/17	23.2	2021/7/17 1:31	31	2021/7/17 12:50	26.9
2021/7/18	24.1	2021/7/18 5:31	30.7	2021/7/18 10:57	26.7
2021/7/19	24.1	2021/7/19 4:52	33.8	2021/7/19 15:28	28.4
2021/7/20	22.9	2021/7/20 5:31	32.7	2021/7/20 14:24	27.8
2021/7/21	24	2021/7/21 5:44	32.3	2021/7/21 13:20	28.4
2021/7/22	25	2021/7/22 6:13	32.1	2021/7/22 14:45	28.3
2021/7/23	24.6	2021/7/23 5:40	32.8	2021/7/23 14:42	28.4
2021/7/24	24.5	2021/7/24 4:51	33.3	2021/7/24 14:43	28.6
2021/7/25	25.1	2021/7/25 3:02	32.6	2021/7/25 15:09	28.4
2021/7/26	23.6	2021/7/26 5:57	33.1	2021/7/26 15:03	28.6
2021/7/27	25.5	2021/7/27 5:39	35	2021/7/27 15:04	30
2021/7/28	25.5	2021/7/28 6:01	33	2021/7/28 14:37	29.1
2021/7/29	25.3	2021/7/29 5:22	33.2	2021/7/29 15:34	28.9
2021/7/30	25.4	2021/7/30 5:22	32.8	2021/7/30 16:10	29
2021/7/31	25.2	2021/7/31 5:15	35	2021/7/31 13:21	29.6
2021/8/1	25.1	2021/8/1 5:15	33.8	2021/8/1 15:30	29
2021/8/2	24.8	2021/8/2 4:28	34	2021/8/2 15:40	29.4
2021/8/3	26.2	2021/8/3 5:59	31.8	2021/8/3 12:00	28.2

2021/8/4	25.7	2021/8/4 5:06	35.2	2021/8/4 13:49	29.4
2021/8/5	26.4	2021/8/5 3:23	35.2	2021/8/5 12:36	30.2
2021/8/6	25.7	2021/8/6 5:29	33.7	2021/8/6 11:44	28.5
2021/8/7	26	2021/8/7 4:45	35.3	2021/8/7 14:16	30.3
2021/8/8	26.9	2021/8/9 0:00	35.3	2021/8/8 15:07	30.3
2021/8/9	26	2021/8/9 11:11	30.9	2021/8/9 9:01	28.1
2021/8/10	25.2	2021/8/10 4:41	33.7	2021/8/10 13:49	29
2021/8/11	25.1	2021/8/11 4:29	29.8	2021/8/11 12:50	27.2
2021/8/12	22.8	2021/8/12 23:24	26.3	2021/8/12 0:02	24.2
2021/8/13	22.4	2021/8/13 1:54	28.3	2021/8/13 13:41	25.3
2021/8/14	24.5	2021/8/14 0:38	27.1	2021/8/14 23:07	25.9
2021/8/15	22.1	2021/8/15 10:10	28.1	2021/8/15 16:10	25
2021/8/16	23.8	2021/8/16 6:22	26.7	2021/8/16 13:19	24.9
2021/8/17	23.7	2021/8/17 14:18	25.4	2021/8/17 20:00	24.4
2021/8/18	23.1	2021/8/18 5:32	27	2021/8/18 13:22	24.5
2021/8/19	21.9	2021/8/19 8:46	24.4	2021/8/19 23:37	23.4
2021/8/20	22	2021/8/20 10:56	24.3	2021/8/20 4:43	23.3
2021/8/21	22	2021/8/21 1:11	26.4	2021/8/21 17:26	24.7
2021/8/22	23.9	2021/8/22 6:42	33	2021/8/22 15:22	27.3
2021/8/23	25.2	2021/8/23 6:26	29.2	2021/8/23 15:54	26.7
2021/8/24	24.1	2021/8/24 5:24	33	2021/8/24 12:04	27.4
2021/8/25	24.6	2021/8/25 6:04	31.9	2021/8/25 14:08	27.7
2021/8/26	24.8	2021/8/26 5:30	30.5	2021/8/26 12:34	27.6
2021/8/27	25.2	2021/8/27 5:35	31.8	2021/8/27 10:58	28.5
2021/8/28	25.1	2021/8/28 5:40	34.3	2021/8/28 14:09	29.5
2021/8/29	25.9	2021/8/29 6:45	34.3	2021/8/29 13:25	29.6
2021/8/30	25.8	2021/8/30 6:17	34.6	2021/8/30 14:49	29.6
2021/8/31	26.3	2021/8/31 6:06	33.1	2021/8/31 12:38	29.2
2021/9/1	25.3	2021/9/1 5:47	31.2	2021/9/1 12:13	28.1
2021/9/2	23.2	2021/9/2 20:29	28.7	2021/9/2 15:14	25.5
2021/9/3	22.7	2021/9/3 11:16	24.9	2021/9/3 16:52	23.7
2021/9/4	22.3	2021/9/4 3:46	29.9	2021/9/4 14:16	25.7
2021/9/5	23.9	2021/9/5 6:19	29	2021/9/5 15:04	26.2
2021/9/6	23.7	2021/9/6 5:53	30.6	2021/9/6 14:42	26.4
2021/9/7	21.6	2021/9/7 5:57	29.6	2021/9/7 11:50	25.3
2021/9/8	23.4	2021/9/8 23:49	26	2021/9/8 3:30	24.5
2021/9/9	23.2	2021/9/9 6:49	29.5	2021/9/9 15:56	25.6
2021/9/10	21.5	2021/9/10 5:36	29.9	2021/9/10 13:16	25.7
2021/9/11	20.8	2021/9/11 6:35	29.3	2021/9/11 12:40	25.3

2021/9/12	23.3	2021/9/13 0:00	25.6	2021/9/12 12:19	24.2
2021/9/13	22.9	2021/9/14 0:00	28.1	2021/9/13 11:56	25.1
2021/9/14	20.3	2021/9/14 7:28	23.1	2021/9/14 0:11	21.4
2021/9/15	20.2	2021/9/15 6:11	27	2021/9/15 15:34	23
2021/9/16	21.1	2021/9/16 5:40	26	2021/9/16 12:35	23.8
2021/9/17	22	2021/9/17 17:13	25.8	2021/9/17 3:21	24.1
2021/9/18	23.9	2021/9/18 7:40	31.5	2021/9/18 11:54	26.6
2021/9/19	21.9	2021/9/19 5:55	29.1	2021/9/19 13:51	25.3
2021/9/20	22	2021/9/20 6:02	30.5	2021/9/20 14:31	25.6
2021/9/21	23.1	2021/9/21 6:15	30.1	2021/9/21 15:18	26.1
2021/9/22	21.8	2021/9/23 0:00	29.8	2021/9/22 11:56	24.9
2021/9/23	18.1	2021/9/23 5:58	29.2	2021/9/23 14:24	24.3
2021/9/24	20.1	2021/9/24 6:09	27.8	2021/9/24 13:47	23.9
2021/9/25	20.9	2021/9/25 5:28	28.8	2021/9/25 15:03	24.4
2021/9/26	20.6	2021/9/26 5:40	26.5	2021/9/26 12:53	22.9
2021/9/27	21.4	2021/9/27 6:39	27.7	2021/9/27 14:57	24
2021/9/28	23.3	2021/9/28 6:09	28.4	2021/9/28 13:44	25.3
2021/9/29	24.3	2021/9/29 6:29	29.9	2021/9/29 13:34	26.2
2021/9/30	22.3	2021/9/30 7:24	27.8	2021/9/30 11:31	25

熱帶夜 25日

夏日 39日

真夏日 42日

猛暑日 6日

(別紙4) 環境省(熱中症予防情報サイトより徳島市データ引用)

WBGT28以上の日時のみ抜粋(2021年7月分)

Date	Time	WBGT
2021/7/2	13:00	28.9
2021/7/2	15:00	29
2021/7/3	11:00	28.9
2021/7/3	12:00	29.4
2021/7/3	13:00	29.4
2021/7/4	11:00	28.4
2021/7/4	12:00	29.8
2021/7/4	13:00	30.1
2021/7/4	14:00	31
2021/7/4	15:00	29.3
2021/7/4	16:00	30.4
2021/7/4	17:00	28
2021/7/5	8:00	28.4
2021/7/5	9:00	28.6
2021/7/5	10:00	29.4
2021/7/5	11:00	29.2
2021/7/5	12:00	30
2021/7/5	13:00	29.5
2021/7/5	14:00	29.7
2021/7/5	15:00	28.2
2021/7/5	16:00	28.3
2021/7/5	17:00	28
2021/7/6	9:00	29.2
2021/7/6	10:00	29.7
2021/7/6	11:00	29.4
2021/7/6	12:00	29.4
2021/7/6	13:00	28.4
2021/7/6	14:00	29.7
2021/7/7	8:00	28.4
2021/7/7	9:00	29.6
2021/7/7	10:00	29.5
2021/7/7	11:00	28.7
2021/7/7	12:00	28.8
2021/7/7	13:00	29.5
2021/7/7	14:00	30.1
2021/7/7	15:00	29.5
2021/7/11	9:00	28.3
2021/7/11	10:00	28.7
2021/7/11	11:00	28.3
2021/7/11	12:00	28.8
2021/7/11	13:00	29.1
2021/7/11	14:00	29.3
2021/7/11	15:00	29.1
2021/7/11	16:00	28.7
2021/7/12	9:00	28.4
2021/7/12	10:00	28.5
2021/7/12	11:00	29.8
2021/7/12	12:00	28.8
2021/7/13	13:00	28.2
2021/7/13	14:00	28.3

Date	Time	WBGT
2021/7/14	10:00	29.6
2021/7/14	11:00	29.7
2021/7/14	12:00	29.7
2021/7/14	14:00	29.2
2021/7/14	15:00	28.4
2021/7/15	11:00	28.7
2021/7/15	12:00	28.8
2021/7/15	13:00	29.4
2021/7/15	14:00	29.2
2021/7/15	15:00	29.3
2021/7/15	16:00	28.2
2021/7/17	11:00	28.6
2021/7/17	12:00	29
2021/7/17	13:00	29.3
2021/7/17	15:00	28.8
2021/7/18	11:00	29.1
2021/7/18	12:00	29.9
2021/7/18	17:00	28.1
2021/7/19	8:00	28.4
2021/7/19	9:00	29.3
2021/7/19	10:00	30
2021/7/19	11:00	30.1
2021/7/19	12:00	29.9
2021/7/19	13:00	29.7
2021/7/19	14:00	29.6
2021/7/19	15:00	29.4
2021/7/19	16:00	29.4
2021/7/19	17:00	28.3
2021/7/20	10:00	28.6
2021/7/20	11:00	29.4
2021/7/20	12:00	29.5
2021/7/20	13:00	29.3
2021/7/20	14:00	29.9
2021/7/20	15:00	29.7
2021/7/20	16:00	28.9
2021/7/21	9:00	28.7
2021/7/21	10:00	28.8
2021/7/21	11:00	28.8
2021/7/21	12:00	29.6
2021/7/21	13:00	29.6
2021/7/21	14:00	29.3
2021/7/21	15:00	29.1
2021/7/21	16:00	29.1
2021/7/22	9:00	28.2
2021/7/22	10:00	28.6
2021/7/22	11:00	28.5
2021/7/22	12:00	29
2021/7/22	13:00	29.2
2021/7/22	14:00	29.3
2021/7/22	15:00	29.2
2021/7/22	16:00	29
2021/7/22	17:00	28

Date	Time	WBGT
2021/7/23	9:00	28.4
2021/7/23	10:00	29.2
2021/7/23	11:00	29
2021/7/23	12:00	29.5
2021/7/23	13:00	29.8
2021/7/23	14:00	30.4
2021/7/23	15:00	30.3
2021/7/23	16:00	29
2021/7/23	17:00	28.1
2021/7/24	9:00	29
2021/7/24	10:00	29.1
2021/7/24	11:00	30.2
2021/7/24	12:00	29.6
2021/7/24	13:00	30.1
2021/7/24	14:00	29.4
2021/7/24	15:00	29.6
2021/7/24	16:00	28.6
2021/7/25	9:00	28.8
2021/7/25	10:00	28.9
2021/7/25	11:00	29.3
2021/7/25	12:00	29.4
2021/7/25	13:00	30.3
2021/7/25	14:00	29.3
2021/7/25	15:00	29.8
2021/7/25	16:00	29
2021/7/26	11:00	29
2021/7/26	12:00	28.8
2021/7/26	13:00	28.9
2021/7/26	14:00	28
2021/7/26	15:00	28.7
2021/7/26	16:00	28.1
2021/7/27	10:00	28.7
2021/7/27	11:00	29.3
2021/7/27	12:00	29.1
2021/7/27	13:00	29.9
2021/7/27	14:00	29.8
2021/7/27	15:00	30.3
2021/7/27	16:00	29.6
2021/7/27	17:00	28.7
2021/7/28	9:00	28.4
2021/7/28	10:00	29
2021/7/28	11:00	29.6
2021/7/28	12:00	29.9
2021/7/28	13:00	29.8
2021/7/28	14:00	29.3
2021/7/28	15:00	29.2
2021/7/28	16:00	29.2

Date	Time	WBGT
2021/7/29	9:00	29
2021/7/29	10:00	29.7
2021/7/29	11:00	30.1
2021/7/29	12:00	30.9
2021/7/29	13:00	30.2
2021/7/29	14:00	30.5
2021/7/29	15:00	30
2021/7/29	16:00	30.2
2021/7/29	17:00	29.2
2021/7/30	8:00	28.1
2021/7/30	9:00	29.1
2021/7/30	10:00	30.1
2021/7/30	11:00	29.7
2021/7/30	12:00	29.8
2021/7/30	13:00	29.4
2021/7/30	14:00	30
2021/7/30	15:00	30.5
2021/7/30	16:00	29.7
2021/7/30	17:00	28.8
2021/7/30	18:00	28.1
2021/7/31	9:00	28.6
2021/7/31	10:00	29.6
2021/7/31	11:00	30.1
2021/7/31	12:00	31.2
2021/7/31	13:00	31.3
2021/7/31	14:00	30.5
2021/7/31	15:00	30.3
2021/7/31	16:00	28.9
2021/7/31	17:00	28.4

## (別紙4) 環境省(熱中症予防情報サイトより徳島市データ引用)

## WBGT28以上の日時ののみ抜粋(2021年8月分)

Date	Time	WBGT	Date	Time	WBGT
2021/8/1	9:00	30.1	2021/8/6	8:00	28.3
2021/8/1	10:00	30	2021/8/6	9:00	28.7
2021/8/1	11:00	30.9	2021/8/6	10:00	30.1
2021/8/1	12:00	31.5	2021/8/6	11:00	30
2021/8/1	13:00	30.8	2021/8/6	12:00	29.3
2021/8/1	14:00	31.6	2021/8/6	13:00	28.7
2021/8/1	15:00	30.5	2021/8/6	14:00	28.5
2021/8/1	16:00	29.9	2021/8/6	15:00	28
2021/8/1	17:00	29.1	2021/8/6	16:00	29.1
2021/8/2	8:00	28.5	2021/8/6	17:00	28.3
2021/8/2	9:00	30.2	2021/8/7	8:00	28.2
2021/8/2	10:00	30.5	2021/8/7	9:00	29.8
2021/8/2	11:00	30.9	2021/8/7	10:00	31.1
2021/8/2	12:00	30.8	2021/8/7	11:00	31.4
2021/8/2	13:00	30.3	2021/8/7	12:00	32
2021/8/2	14:00	30	2021/8/7	13:00	31.5
2021/8/2	15:00	29.7	2021/8/7	14:00	31.6
2021/8/2	16:00	28.5	2021/8/7	15:00	31.3
2021/8/2	17:00	28.1	2021/8/7	16:00	31.1
2021/8/3	11:00	29	2021/8/7	17:00	29.4
2021/8/3	12:00	29.8	2021/8/7	18:00	28.8
2021/8/3	13:00	29.3	2021/8/8	8:00	29.1
2021/8/3	14:00	28.5	2021/8/8	9:00	30.6
2021/8/3	15:00	28.1	2021/8/8	10:00	31
2021/8/3	16:00	28.3	2021/8/8	11:00	31.2
2021/8/3	17:00	28.5	2021/8/8	12:00	31.3
2021/8/4	7:00	28	2021/8/8	13:00	31
2021/8/4	8:00	28.8	2021/8/8	14:00	31.6
2021/8/4	9:00	29.9	2021/8/8	15:00	31.6
2021/8/4	10:00	30.2	2021/8/8	16:00	31
2021/8/4	11:00	30.3	2021/8/8	17:00	28.9
2021/8/4	12:00	30.9	2021/8/8	18:00	28.3
2021/8/4	13:00	31.7	2021/8/9	8:00	29.2
2021/8/4	14:00	31.6	2021/8/9	9:00	29.7
2021/8/4	15:00	31	2021/8/9	10:00	28.3
2021/8/4	16:00	30.5	2021/8/10	10:00	28.4
2021/8/4	17:00	28.8	2021/8/10	11:00	28.9
2021/8/5	8:00	29.3	2021/8/10	12:00	28.4
2021/8/5	9:00	30.5	2021/8/10	13:00	29.9
2021/8/5	10:00	31.1	2021/8/10	14:00	28.4
2021/8/5	11:00	31.2	2021/8/10	15:00	28.3
2021/8/5	12:00	30.7	2021/8/10	16:00	28.4
2021/8/5	13:00	31.5	2021/8/11	9:00	28.1
2021/8/5	14:00	31.4	2021/8/11	11:00	28
2021/8/5	15:00	31.4	2021/8/13	13:00	29.4
2021/8/5	16:00	31.2	2021/8/14	14:00	28
2021/8/5	17:00	30.2			
2021/8/5	18:00	28.9			

Date	Time	WBGT
2021/8/22	9:00	29.1
2021/8/22	10:00	28.3
2021/8/22	11:00	31.5
2021/8/22	12:00	30.3
2021/8/22	13:00	28.9
2021/8/22	14:00	30.2
2021/8/22	15:00	30
2021/8/22	16:00	28.6
2021/8/23	9:00	28.6
2021/8/23	10:00	29.3
2021/8/23	11:00	28.8
2021/8/23	12:00	29.2
2021/8/23	14:00	28.8
2021/8/24	10:00	28.6
2021/8/24	11:00	29.7
2021/8/24	12:00	30.3
2021/8/24	13:00	30.2
2021/8/24	14:00	28.1
2021/8/25	9:00	29.1
2021/8/25	10:00	29.9
2021/8/25	11:00	30.8
2021/8/25	12:00	30.3
2021/8/25	13:00	31.1
2021/8/25	14:00	30.5
2021/8/25	15:00	30.7
2021/8/25	16:00	30
2021/8/26	8:00	28.2
2021/8/26	9:00	29.3
2021/8/26	10:00	30.1
2021/8/26	11:00	30.6
2021/8/26	12:00	30.8
2021/8/26	13:00	28.9
2021/8/26	14:00	30.5
2021/8/26	15:00	28.6
2021/8/26	16:00	30.2
2021/8/27	8:00	28
2021/8/27	9:00	29.5
2021/8/27	10:00	30.3
2021/8/27	11:00	30.8
2021/8/27	12:00	31.2
2021/8/27	13:00	30.6
2021/8/27	14:00	29.9
2021/8/27	15:00	30
2021/8/27	16:00	29.8
2021/8/27	17:00	28

Date	Time	WBGT
2021/8/28	9:00	29.6
2021/8/28	10:00	30
2021/8/28	11:00	30.6
2021/8/28	12:00	30.6
2021/8/28	13:00	30.3
2021/8/28	14:00	30.4
2021/8/28	15:00	30
2021/8/28	16:00	28.9
2021/8/29	9:00	29.1
2021/8/29	10:00	30.2
2021/8/29	11:00	30.2
2021/8/29	12:00	30.3
2021/8/29	13:00	30.5
2021/8/29	14:00	30.8
2021/8/29	15:00	30
2021/8/29	16:00	29.5
2021/8/29	17:00	28.4
2021/8/30	9:00	28.5
2021/8/30	10:00	29.7
2021/8/30	11:00	30
2021/8/30	12:00	31
2021/8/30	13:00	30.8
2021/8/30	14:00	30.9
2021/8/30	15:00	30.3
2021/8/30	16:00	29.4
2021/8/30	17:00	28.6
2021/8/31	8:00	28.4
2021/8/31	9:00	28.9
2021/8/31	10:00	30.3
2021/8/31	11:00	30.5
2021/8/31	12:00	30.2
2021/8/31	13:00	30.5
2021/8/31	14:00	30.2
2021/8/31	15:00	29.9
2021/8/31	16:00	29.1

(別紙4) 環境省(熱中症予防情報サイトより徳島市データ引用)  
WBGT28以上の日時のみ抜粋(2021年9月分)

Date	Time	WBGT
2021/9/1	9:00	29.2
2021/9/1	10:00	29.6
2021/9/1	11:00	29.4
2021/9/1	12:00	30.4
2021/9/1	13:00	29.6
2021/9/1	14:00	29.9
2021/9/1	15:00	28.2
2021/9/1	16:00	29.4
2021/9/4	10:00	28.1
2021/9/4	11:00	28.4
2021/9/4	14:00	28.6
2021/9/18	11:00	28.9
2021/9/18	12:00	29.1
2021/9/18	13:00	28.3
2021/9/18	14:00	28.3
2021/9/20	13:00	28.5
2021/9/20	14:00	28.2
2021/9/22	11:00	28.9
2021/9/22	12:00	29.3
2021/9/22	13:00	29.1